

3. 国民健康保険・介護保険・国民年金

■『国民健康保険』

区 国保年金課
資格係 電話：03-5654-8210
給付係 電話：03-5654-8212
収納係 電話：03-5654-8213

1. 『国民健康保険』のしくみ

働いている会社の『健康保険』などに入っていない人で、葛飾区に住み登録をしていて、3月を超えて日本に滞在する人は、外国人も葛飾区の『国民健康保険』に入らなければなりません。

在留期間が3月以下でも『国民健康保険』に入ることができる場合があります。くわしくは、国保年金課資格係に聞いてください。

2. 『国民健康保険』に入っている人が受けられるサービス

医療機関（病院・診療所など）にかかるとき

- ① 『国民健康保険』に入ると、医療費の自己負担分（自分が医療機関（病院・診療所など）で払う金額）は次の表の割合となります。

3. 国民健康保険・介護保険・国民年金

■“国民健康保険”

区 国保年金課
資格係 電話：03-5654-8210
支給係 電話：03-5654-8212
収納係 電話：03-5654-8213

1. 有关“国民健康保険”

未加入工作单位健康保险，但是在葛饰区进行了住民登记，在日本可以居住3个月以上者，外国人也必需加入葛饰区“国民健康保险”。

另外，在留期间虽不满3个月，但部分人也为“国民健康保险”加入对象，详情请向国保年金课资格系咨询。

2. 加入“国民健康保険”后可以享受的服务

接受医疗机关（医院、诊所等）治疗时

- ① 加入国民健康保险后，医疗费本人负担额比例请参考下表

う 生まれてから、6歳の誕生日の後の最初の 3月31日（誕生日が4月1日のときはそ の前の3月31日）まで	20%	まるにゆう まるこ ※『乳医療証』や『子 医療証』があると0円になりま す。（⇒P.128）
さい たんじょうび あと さいしよ がつついたち 6歳の誕生日の後の、最初の4月1日から 70歳の誕生月の最後の日（誕生日が ついたち たんじょうづき さいご ひ たんじょうび 1日のときは、誕生月の前の月の、最後の ひ 日）まで	30%	
さい たんじょうび つぎ つき ついたち たんじょうび 70歳の誕生日の次の月の1日（誕生日 ついたち ひ さい が1日のときはその日）から74歳まで	20%、30%のどちらか	

② 子どもの医療費が0円になります。

葛飾区に住んでいる中学校3年生までの（15歳になった日から最初の
3月31日までの間にある）子どもは、『医療証』がもらえます。医療機関
（病院・診療所など）で払うお金が0円になります。（⇒P.128）

赤ちゃんを産むとき

『国民健康保険』に入っている人が出産したとき、赤ちゃん1人につき42
万円がもらえます。日本国内の医療機関（病院・診療所など）で赤ちゃんを出産
するときは、費用のうち42万円までを区役所が出産する人の代わりに医療機関
（病院・診療所など）に払うことができます。

葬式をするとき

『国民健康保険』に入っている人が死亡したとき、葬式をして、葬儀費用を払っ
た人は7万円がもらえます。

入院したときの食事代（入院時食事療養費の減額）

住民税が非課税世帯の人は、事前に申請しておけば、食事療養費（入院中の
食事代）が安くなります。

6 岁生日后第一个 3 月 31 日(4 月 1 日生日者，在生日的前一天 3 月 31 日)止者	医疗费负担 2 折	※如持带有 ㊟ 或 ㊞ 医疗证者，医疗费可全免⇒ (详细参考 129 页)
6 岁生日后第一个 4 月 1 日至 70 岁生日月的最后一天 (生日为 1 号者，为生日月的前一个月的最后 1 天)起	医疗费负担 3 折	
70 岁生日的次月 1 日(生日为 1 日者为当日)至未满 74 岁者	负担 2 折或 3 折	

② 婴幼儿、少年的医疗费为 0 元

居住在葛饰区的中学3年級的以下学生（滿15周岁的第一个3月31日止）、
可以得到“医疗证”。同时持此证到医疗机构接受治疗时支付金额为 0 元。
（请参考 129 页）

分娩时

“国民健康保险”加入者分娩时，每个婴儿可以得到 42 万日元补助。在日本国
内医疗机构分娩时，发生费用其中的 42 万日元葛饰区政府可以直接支付给医疗机构。

葬礼费

“国民健康保险”加入者死亡时，举办葬礼时丧主可以得到 7 万日元的葬礼补
助费。

住院的饮食费（住院时的饮食疗养费用减额制度）

住民税非课税家庭（不需要交住民税家庭）成员住院时，如果事先申请可以享
受餐饮费（住院期间的饮食费用）的减额。

『限度額適用認定証』

医療機関（病院・診療所など）に払う金額について、事前に申請しておけば、決められた金額以上は払わないでよくなくなります。『限度額適用認定証』をもらうには条件があります。

医療費をたくさん払ったとき（高額療養費の払戻し）

医療機関（病院・診療所など）に払った金額が、決められた金額を超えたときに、その超えた金額が戻ってきます。

一度払った金額を返してもらうとき

区が認めたものだけ、払った金額を一定の割合で返してもらえます。次のようなときは、自分で申請してください。

- ① 『保険証』を持たずに医療機関（病院・診療所など）を受診したとき（急な病気や事故で、どうしても『保険証』を持っていけなかったとき）
- ② 医師に必要だと言われて、マッサージ・はり・きゅうなどの施術を受けたとき。柔道整復師に施術を受けて柔道整復師が健康保険に請求しなかったとき
- ③ 医師に必要だと言われて、コルセットなどの治療用補装具を作ったとき
- ④ 海外（日本国外）に行っている間に急病やケガで医師の治療を受けたとき
- ⑤ 輸血をしたとき
- ⑥ 医師に言われて、重病人を急いで移動させたときに使ったタクシーの料金などで、区が認めたとき



限度額適用認定証（支払額上限認定書）

如果事先申请了“限度額適用認定証”，接受治疗时，向医疗机构支付的医疗费，超出的金额将不需要支付。

有关高额治疗费返还本人制度

向医疗机构（医院、诊所）支付的医疗费超过一定金额时，超出部分将返还本人。

支付的治疗费返还条件

出现以下情况时，需要向区里申请，被批准后部分医疗费将返还给本人。

- ① 未持“保险证”到医疗机构进行了治疗（只限急病或意外时，未携带“保险证”）
- ② 经医生认可，接受按摩、针灸等治疗后未利用健康保险付费时
- ③ 医生认为有必要使用整形矫正服等辅助器具时，所发生的制作费用
- ④ 在国外（日本之外）生病、受伤，接受了医生治疗时
- ⑤ 需要输血时
- ⑥ 对于重病人，医生提出需要紧急转院时所发生的出租车费用，得到了区里批准时

3. 加入手続き

働いている会社の『健康保険』などに入っていない人で、次のようなときは、14日以内に加入の手続きをしてください。

- ① 日本に入国し、葛飾区に住民登録をしたとき
 - ② 他の市区町村から葛飾区に引っ越しをしたとき
 - ③ 子どもが生まれたとき
 - ④ 働いている会社の『健康保険』等をやめたとき
 - ⑤ 生活保護を受けなくなったとき
- ・ 手続きが遅れたときは、入国した日や転入した日、会社の『健康保険』などの資格がなくなった日までさかのぼり、加入しなければいけません。保険料も最大2年間さかのぼって払わなければいけません。
 - ・ 医療機関（病院・診療所など）で払う医療費は、『国民健康保険』の加入手続きが終わるまでは、全額払わなければいけません。
 - ・ 働いている会社の『健康保険』か葛飾区の『国民健康保険』等に参加していないと、ピザの更新ができないこともあります。

4. 届出（役所に知らせること）

登録している内容が変わったときには、14日以内に届出をしてください。

- ① 引っ越しをしたとき
- ② 世帯主（同じ家に住んでいる人たちの代表者）や名前が変わったとき
- ③ 世帯が変わったとき（家族構成が変わったとき）
- ④ 働いている会社の『健康保険』等に参加したとき
- ⑤ 生活保護を受けはじめたとき
- ⑥ その他

3. 加入手続

未加入工作单位“健康保険”者，参考如下内容于14日以内办理“健康保険”加入手続。

- ① 进入日本国，在葛饰区进行了居民登记
- ② 从其他市区町村搬入葛饰区内者
- ③ 孩子出生时
- ④ 停止了加入公司“健康保険”者
- ⑤ 停止了享受低保者

- ・ 如果加入手続迟延，将从进入日本国内或搬入葛饰区内以及丧失原有保险资格起最长2年追加办理保险加入手続。保险料也将追加交付。
- ・ 加入“国民健康保険”前发生的医疗费，要全额支付。
- ・ 未加入工作单位的“健康保険”或葛饰区的“国民健康保険”等，有可能影响到延长签证。

4. 出现如下情况需办理变更手続

登记内容发生变化时，请于14日以内办理变更手続。

- ① 搬家
- ② 户主或姓名发生变化
- ③ 家庭发生变化（家庭构成发生变化）
- ④ 改加公司“健康保険”
- ⑤ 开始享受低保时
- ⑥ 其他等

- ・ 転出・出国したときや、死亡したときは、葛飾区の『保険証』は使えなくなります。『保険証』は国保年金課資格係へ返してください。
- ・ 『保険証』をなくしたときや、汚れて使えなくなったときも、本人であることを確認できるもの（『パスポート』、『在留カード』、『特別永住者証明書』など）を持って、もう一度もらうための申請をしてください。
- ・ 有効期限が切れた『保険証』は使えません。

5. 保険料

4月から次の年の3月までの1年間分の『保険料』は、年齢や人数、前年の所得などを使って、世帯ごとに計算しますので、世帯の状況により変わります。

『保険料』は『国民健康保険』に入っているすべての人が払う「医療分保険料」と「支援金分保険料」、『国民健康保険』に入っている人のうち40歳から64歳までの人が払う「介護分保険料」を足した金額です。

世帯主が会社の健康保険などに入っている場合でも、世帯主が『保険料』を払わなければいけません。くわしくは、国保年金課資格係に聞いてください。

- ・ 『国民健康保険』に入っている人は、所得がないときでも『住民税』の申告（税金の金額を決めるための手続き）が必要です。申告がないと、保険料の計算が正しくできません。また、『高額療養費の払戻し（P.44）』や『入院時食事療養費の減額（P.42）』等のサービスが受けられません。『住民税』の申告をしていない人は、『保険料決定（変更）通知書』の「3保険料の個人別内訳と加入期間は、次のとおりです。」の「所得割額の算出基礎」に「所得情報不明」と書いてあります。
- ・ 『住民税』については、58 ページをみてください。

- ・ 搬家、离开日本或死亡时，葛饰区发行的“保险证”将失效。请将“保险证”返还给国保年金课资格系。
- ・ “保险证”丢失或弄脏无法使用时，请持能证明本人身份的证件（“护照”、“在留卡”或“特别永住者证明书”等），办理补发手续。
- ・ 过期的“保险证”不能使用。

5. 保険料

毎年の4月至次年3月，即1年期间的“保险料”，根据本人年龄、一同加入人数、前一年收入等，以家庭为单位计算，根据家庭情况有所不同。

“保险料”是加入“国民健康保险”的所有家庭成员的“医疗保险料”、“支援金保险料”和年龄在40至64岁的被保险者需交付的“介護保险料”的合计金额。

即使户主加入的是公司的健康保险，如果同户籍内有加入国民健康保险者，其“保险料”将向户主索取。详细事宜请向国民年金课资格系问询。

- ・ 加入“国民健康保险”者，即使无收入也需要申报“住民税”。如果未进行申报，不仅不能正确计算出一年需支付的健康保险料，还无法享受“高额疗养费的返还（P.45）”和“住院时的饮食疗养餐费的减免（P.43）”。未进行住民税申告者，“保险料决定（变更）通知书”上「3保険料の個人別内訳と加入期間は次のとおりです。」的“所得割額の算出基礎”栏目内将记载为“所得情報不明”。
- ・ “有关住民税”请参考59页

保険料の払い方

- ① 口座振替（銀行などの金融機関から自動的に払う方法）
申し込めば、使っている葛飾区内の金融機関・ゆうちょ銀行・各郵便局・葛飾区役所国保年金課の窓口で手続きができます。
- ② 窓口払い
金融機関、ゆうちょ銀行、各郵便局、コンビニエンスストア、葛飾区役所国保年金課、葛飾区内各区民事務所・区民サービスコーナーの窓口
- ③ モバイルレジ
『納付書』にあるバーコードを、スマートフォンなどのカメラで読み取って、払います。モバイルレジブラウザ版の使い方、アプリのダウンロードは、右のQRコードを読み取ってください。
- ④ キャッシュレス決済サービス
『納付書』にあるバーコードを、スマートフォンなどのカメラで読み取って、払います。利用できるスマートフォン決済アプリは、以下の5つです。



③・④の払い方について、くわしくは葛飾区のホームページをみてください。

①～④の、どの払い方でも、区役所が送る『納付書』が必要です。くわしくは、国保年金課収納係に聞いてください。



葛飾区HP

保険料を払わないと…

特別な理由がないのに保険料を払わないと、治療を受けたあと、医療機関（病院・診療所など）に医療費を全額払わなければいけません。財産の差し押さえなどをされることもあります。

保険料の払い方の相談ができますので、困ったときは必ず相談してください。

健康保険料交纳方法

- ① 銀行転帳
请到葛饰区内您持有帐户的银行、邮政银行、邮局或葛饰区政府内国民年金课窗口办理。
- ② 窗口支付
银行、邮政银行、邮局、便利店、葛饰区政府内国民年金课、葛饰区各个区民事务所、区民服务窗口等都可以交付。
- ③ 扫码支付
用智能手机的相机读取“纳付书”中的条形码。然后支付。
扫码支付及下载方法说明请扫描右侧的二维码确认。
- ④ 无现金支付服务
用智能手机的相机读取“纳付书”中的条形码后支付。可以利用的支付软件有如下5种



③和④的支付方法，请参阅葛市区的网页。

用①至④方法支付时需要使用葛市区寄来的“纳付书”。详细请向国民年金收纳系确认。以上需要持区政府寄来的“纳付书”缴纳。详细请向国民年金课收纳系咨询。



葛饰区网页

出现拒绝交付“健康保险料”现象时

没有特殊理由未交纳健康保险料而接受治疗时，需要向医疗机构支付全额的治疗费。另外欠付健康保险料还可能被强行没收家产的方式加以处罚。

有关保险料的交纳，如有特殊情况请咨询。

■『介護保険』

区 介護保険課
 管理係 電話：03-5654-8443
 資格収納係 電話：03-5654-8249

1. 『介護保険』のしくみ

『介護保険制度』は、住み慣れた地域で安心して暮らし続けるために高齢者の介護（生活の世話）を社会全体で助けあう仕組みです。

『介護保険』のサービスを使うためには、「介護が必要である」という認定（要介護認定）を受ける必要があります。『介護保険制度』については、介護保険課管理係に聞いてください。



2. 『介護保険』に入る人（被保険者）

区内に住居がある次の人

- ① 40歳以上65歳未満で医療保険に入っている人
- ② 65歳以上の人

※ 『介護保険被保険者証』は、介護認定の申請をした①の人及び、②の人全員がもらいます。

■“介護保険”

区 介護保険課
 管理系 電話：03-5654-8443
 資格収納系 電話：03-5654-8249

1. 有关“介護保険”

“介護保険制度”，是为了使高龄者能够在自己习惯的生活环境里继续生活的同时又能得到他人照顾。是得到社会全面支持的机制。

利用“介護保険”制度提供服务，必须获取有“必要接受介護”的认定资格（要介護认定）。有关“介護保険制度”详细事宜请向介護保険課管理系咨询。

2. “介護保険”加入对象(被保険者)

居住在区内者

- ① 40 岁以上至未满 65 岁的医疗保险加入者
- ② 65 岁以上者

※ “介護保険被保険者証”，只发行给进行了介護认定申请的①认定审查合格者 ②的所有人

3. 届出（役所に知らせること）

つぎのときは、14日以内に届出をしてください。65歳未満の人で介護認定を受けていない人は、届出はいりません。

- ① 住所が変わったとき
- ② 氏名が変わったとき
- ③ 死亡したとき

※ 転出（葛飾区から他の場所に引っ越したとき）・出国（日本から他の国に引っ越したとき）・死亡したときは、葛飾区の『介護保険被保険者証』は使えなくなります。介護保険課資格収納係へ返してください。

4. 介護保険料の払い方

65歳未満の人は、医療保険料（健康保険料）と一緒に『介護保険料』を払います。金額は、入っている医療保険（健康保険）ごとに違います。くわしくは各医療保険者に聞いてください。

65歳以上の人は、年金からの天引き（年金から直接払うこと）か、区から届く納付書を使って払うか、口座振替で払います。くわしくは、介護保険課資格収納係に聞いてください。

3. 办理变更手续

发生下述情况时请在 14 天之内办理变更手续。另外未满 65 岁，不是介护认定者，不需办理变更手续。

- ① 住址发生变化时
- ② 姓名发生变化时
- ③ 死亡时

※ 搬家、离开日本、死亡时，葛饰区“介护保险证”将失效，请交还给介护保险课资格收纳系。

4. 介护保险料交付方法

未满 65 岁者的“介护保险料”与加入的医疗保险料（健康保险料）一同缴纳。缴纳的金额根据所加入的医疗保险（健康保险）不同而有异。详细内容请与各医疗保险机构联系。

65 岁以上者，从年金中扣除或按区里寄来的缴纳书缴纳，银行转帐等方式支付。详情请向介护保险课 资格收纳系问询。

■『国民年金』

区 国保年金課 電話：03-5654-8214
葛飾年金事務所 電話：03-3695-2181

1. 国民年金のしくみ

日本に住んでいる20歳以上60歳未満の人は、外国人も含めみんなが『国民年金』に加入します。「在留カード」などの本人確認書類を持って、国保年金課で手続きをしてください。会社・工場などで働いている人は、勤め先の会社で『厚生年金』に入る手続きをしていれば、『国民年金』に入る手続きはしません。

支払いの用紙（納付書）が日本年金機構から届きます。金融機関、ゆうちょ銀行、各郵便局、コンビニエンスストアで『国民年金』の保険料を払ってください。

国民年金保険料を払えないときは、相談してください。申請をすれば保険料を払わないでよくなったり、後で払うようにする制度があります。

年金は、10年以上保険料を払っていないともらえません。しかし、6か月以上、国民年金保険料を払っている外国人が日本を離れるとき、出国後2年以内に請求（払うように言う手続き）をすれば一時金がもらえることがあります。

くわしくは、「葛飾年金事務所」へ聞いてください。

■“国民年金”

区 国保年金課 電話：03-5654-8214
葛飾年金事務所 電話：03-3695-2181

1. 国民年金

居住在日本年齢在20歳至60歳未満者、包括外国人在内、均应加入“国民年金”。持“在留卡”等身份证前往国保年金课办理加入手续。但在公司或工厂工作者，如在工作单位办理了“厚生年金”加入手续则不需再加入“国民年金”。

日本年金机构将寄来缴纳资料即“纳付书”。持“纳付书”前往银行、邮政银行、邮局、便利店缴纳。“国民年金”

缴纳国民年金保险料有困难者请咨询。设有保险料的免除、延期缴纳制度。

原则上年金保险料缴纳年数不够10年者不为年金支付对象。但是外国人6个月以上缴纳了国民年金保险料，离开日本后2年以内办理退出手续，将能得到一定金额的返还金。

详细事宜请向‘葛飾年金事務所’咨询。